

TEPCO

季節別時間帯別電灯

(選 択 約 款)

令和6年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

季節別時間帯別電灯

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の選択約款について、相当な予告期間において、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の選択約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの選択約款を変更する必要があると判断した場合

(2) 当社は、この選択約款を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この選択約款の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 適用範囲

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り、）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

- (1) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。
- (2) この選択約款実施の際現に選択約款の季節別時間帯別電灯（令和5年7月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けていること。

4 契約容量

- (1) 契約上使用できる負荷設備（以下「契約負荷設備」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。
- (2) 契約容量は、原則として実施細目2（契約容量）にもとづき定めます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(2)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として(2)の契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

5 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

| | |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 1,474円50銭 |
|---------|-----------|

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

| | |
|-------------------------|-----------|
| 1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで | 2,457円50銭 |
| 上記をこえる1キロボルトアンペアにつき | 311円75銭 |

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

ピーク時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 43円93銭 | 40円44銭 |

ロ オフピーク時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 35円87銭 |
|------------|--------|

ハ 夜間時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 28円85銭 |
|------------|--------|

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | |
|---------|---------|
| 1 契約につき | 330円44銭 |
|---------|---------|

7 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別

および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまとの協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断していただきます。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

8 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- (2) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

9 全電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議が調った場合の料金は、6（料金）によって料金として算定された金額から(1)によって算定された全電化住宅割引額を差し引いたものとしたします。ただし、6（料金）によって料金として算定された金額から需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および(1)によって算定された全電化住宅割引額を差し引いてえた金額が6（料金）(3)の最低月額料金を下回る場合の料金は、6（料金）(3)の最低月額料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

(1) 全電化住宅割引額

全電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額としたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定める全電化住宅割引上限額を上回る場合の全電化住宅割引額は、(2)に定める全電化住宅割引上限額としたします。

$$\text{全電化住宅割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、割引対象額は、夏季についてはオフピーク時間および夜間時間、その他季についてはピーク時間、オフピーク時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に6（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計としたします。

また、全電化住宅割引額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

(2) 全電化住宅割引上限額

| | |
|-------------|-----------|
| 1 契 約 に つ き | 2,200円00銭 |
|-------------|-----------|

なお、全電化住宅割引上限額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

10 そ の 他

- (1) 当社は、需給約款21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、全電化住宅割引上限額の日割計算は、別表3（全電化住宅割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則7（使用電力量の算定）(3)イの場合で、当該一般送配電事業者等が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

ニ 当社は、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内

容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）（1）に準じて需給契約を解約することがあります。

ハ 当社は、別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 契約容量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに特定小売供給約款〔令和6年4月1日実施。〕別表4〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、特定小売供給約款（令和6年4月1日実施。）別表3（契約負荷設備の総容量の算定）に準じて総容量を定めます。

| | |
|----------------------|---------|
| 最初の6キロボルトアンペアにつき | 95パーセント |
| 次の14キロボルトアンペアにつき | 85パーセント |
| 次の30キロボルトアンペアにつき | 75パーセント |
| 50キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65パーセント |

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）に準じて算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定させていただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (3) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格

電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、最大電流5アンペアの電流制限器および需給約款15（スタンダードプラン）(1)ロ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

3 使用電力量の算定

「特別の事情がある場合」とは、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合をいいます。

4 全電化住宅割引にかかわる取扱い

(1) 全電化需要

イ 当社は、全電化需要であることを確認させていただきます。この場合、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

ロ 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等熱源を要する機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) 全電化住宅割引額

イ 全電化住宅割引の適用を受けている場合で全電化需要でないことが明らかになったときは、需給約款27（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし、(1)ロによる申出があった場合は、この限りではありません。

ロ 全電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 需給約款20（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和6年4月1日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、需給約款20（料金の算定）および21（日割計算）ならびに本則10（その他）(1)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

3 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) この選択約款実施の際現に旧選択約款附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱式機器について、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断していただきます。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 全電化住宅割引上限額の日割計算の基本算式

(1) 全電化住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{全電化住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2) 需給約款20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。